

# ひなたのチカラ林業経営者の登録・公表手続きの概要 【令和2年度改正版】

## 1 登録の対象

県内で造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う林業経営者（自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営者をいい、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問いません。）但し、下記の（１）から（９）に該当する場合は申請することができません。

- （１）行政機関から、法令違反、不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けている場合
- （２）林業経営者の経営者等（個人にあつてはその者若しくはその支配人、法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者が森林法、自然公園法及び宮崎県立自然公園条例違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から１年間を経過していない場合
- （３）上記（２）の森林法、自然公園法及び宮崎県立自然公園条例以外の法令等において、林業経営者の代表経営者等（個人にあつてはその者若しくはその支配人、法人にあつては代表権を有する役員（専務取締役以上の肩書きを付した役員を含む。）。が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告された日から１年を経過していない場合
- （４）林業死亡労働災害（ただし、経営者等が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反又は刑法（明治40年法律第45号）第211条の業務上過失致死傷の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたものに限る。）を発生させた日から１年を経過していない場合
- （５）ひなたのチカラ林業経営者登録・実施要領第11条第1項第3号から第6号の規定により登録を取り消された場合で、その取消しがあつた日から１年を経過していない場合
- （６）県税に係る徴収金に未納がある場合
- （７）経営者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合
- （８）行動規範やガイドライン等を遵守していない行為をしたと認められる場合
- （９）森林施業に関し不正又は不誠実な行為を行い、これまでに行政機関から文書等による指導を受けたことがある場合であつて、改善が認められない場合

## 2 登録の申請

- （１）受付期間  
毎年1月、4月、7月及び10月末日まで  
ただし、知事が必要であると認める場合は、随時受付します。
- （２）受付場所  
登録申請者の主たる事務所を管轄する西臼杵支庁又は各農林振興局林務課
- （３）提出書類  
登録申請書（様式第1号）、林業経営者に関する情報（様式第2号）、一部改正した誓約書（様式第3号）、登記事項証明書（個人事業主は住民票）、県税の納税証明書など（詳細は別紙「申請に必要な書類一覧」参照）
- （４）提出部数  
各2部
- （５）登録通知  
各登録申請者及び関係市町村長に通知するとともに、県のホームページで公表します。

### 3 審査及び登録の実施

#### (1) ひなたのチカラ林業経営者名簿への登録

事業区域の市町村長の意見を聴取した上で、選定基準（ひなたのチカラ林業経営者登録・公表実施要領別表第1参照）及び知事が別に定める登録審査要領に基づき審査等を行い、登録を認めるときは、申請に基づきひなたのチカラ林業経営者名簿に登録

#### (2) 有効期間

登録の有効期間は、登録の日から起算して5年を経過する日の属する事業年度の末日までとする（5年間）。

なお、有効期間が満了する日の2ヶ月前までに再登録申請を行い、更新を受けなければ、その効力を失います。

#### (3) その他

登録・公表されたひなたのチカラ林業経営者については、森林経営管理法（平成31年法律第35号）第36条第2項に規定する民間事業者に選定されたものとしてします。

### 4 変更の届出

(1) 基本情報（事務所の所在地等）に変更があった場合は、その都度、変更届を提出

(2) 基本情報以外の情報については、必要に応じて内容の変更届を提出

### 5 ひなたのチカラ林業経営者名簿の公表

ひなたのチカラ林業経営者名簿は県のホームページ等において公表

なお、公表内容は、年4回（3、6、9、12月末）更新

### 6 登録の取消

登録申請の内容に虚偽等が確認された場合など、ひなたのチカラ林業経営者登録・公表実施要領第11条及び第12条に該当する場合は、登録を取り消す又は登録を一時停止することがあります。

ただし、第12条第1項第5号の「登録の有効期間中に、林業死亡労働災害を発生させた場合」については、1の登録の対象の（4）と同様に経営者等が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反又は刑法（明治40年法律第45号）第211条の業務上過失致死傷の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合に限ります。

### 7 施行日

令和2年6月9日

(別紙)

## ひなたのチカラ林業経営者の登録申請に必要な書類一覧

要領 第4条 第2項	申請書類	林業経営者		チェック	
		法人	個人		
ー	申請書(様式第1号)	○	○		
ー	林業経営者に関する情報(様式第2号)	○	○		
(1)	登記事項証明書	○			
	住民票		○		
(2)	県税の未納証明書	○	○		
(3)	雇用に関して交付している文書の様式	○	○		
(4)	社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類	直近の「労働保険概算・確定保険料申告書 継続事業(一括有期事業を含む。)(事業加入状況が主控)」の写し又は労働者災害補償保険加入証書・事業別被保険者台帳照会の写し	○	○	
		直近の「健康保険/厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」の写し又は被保険者標準報酬決定通知書の写し	○	○	
		直近の「労災保険率決定通知書」の写し(メリット制適用の場合に限る)	○	○	
		退職金共済手帳の写し又は給与規定等の写し	○	○	
(5)	就業規則の写し(制定している場合)	○	○		
(6)	直近3か年の貸借対照表及び損益計算書の写し(経常損益が赤字の場合は、中小企業診断士又は公認会計士による経営診断で今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類)	○			
	直近3か年の青色申告決算書又は白色申告の収支内訳書の写し(負債が資産を上回っている場合や所得税の納税状況がゼロとなっている場合は、中小企業診断士又は公認会計士による経営診断で今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類)		○		
(7)	請負契約書等の写し ※事業実績の造林、保育、伐採その他の森林における施業の区分毎に1件分	○	○		
(8)	ガイドラインや行動規範の写し	○	○		
	ガイドラインや行動規範を遵守するために取り組んだ内容が確認できる書類の写し(研修会参加等の書類や写真等)	○	○		
(10)	連携する林業経営者との協定書又は同意書の写し(他者への請負等、他の事業者と連携して素材生産、造林や保育を実施する場合)	○	○		
(11)	森林施業プランナー(森林施業プランナー研修受講を含む。)、技術士(森林部門)、林業技士(林業経営部門・森林総合監理部門)、フォレスター(森林総合監理士)を雇用している場合(経営者等が該当する場合を含む。)はその資格等が確認できる書類の写し	○	○		
(12)	誓約書(様式第3号)	○	○		

※○は申請に必要な書類(ただし、該当が無い場合は添付の必要はない。)